



No.81

さかえ消サポだより

一発 行一
栄区消費生活推進員の会
〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
栄区役所地域振興課内
TEL045-894-8488
FAX045-894-3099
栄区連会承認第369号

悪徳商法に
注意!

点検商法とは

点検商法(てんけんしょうほう)とは、無料点検を持ちかけ、「このままだと危ない」「修理が必要」などと話して不安をあおり、商品や工事の契約をせまります。点検の口実はさまざまです。

具体的には…

布団にカビが発生しているので交換が必要

分電盤が古くて火事になる
この場合、火災保険は対象外

家の土台が腐っているので
補強工事が必要



(持ち込んだシロアリを見せて)
シロアリがいたので
消毒が必要 など…



悪質な訪問販売業者は、
こんな手口であなたを騙そうとしています!

- 特別価格を強調する
- 恐怖心をあおったり、長時間その場に居座り契約を迫る



ポイント

1. 玄関のドアを開けない
2. 必要なければきっぱり断る
3. 事業者名と勧誘目的をしっかりと確認する
4. その場で契約しない

クーリング・オフは8日以内

消費者が一方的に契約を取り消すことが出来る制度が、クーリング・オフです。特定商取引法における訪問販売の場合、クーリング・オフ期間は書面を受領後8日以内です。クーリング・オフする場合は手続きに従って、期間内にハガキなど記録の残る方法で通知します。



クーリング・オフ
とは

クーリング・オフ
書き方



相談先 横浜市消費生活総合センター

TEL 045-845-6666

イヤヤ!

TEL 188もご利用いただけます。

あきらめずに
相談しましょう。

